

会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和4年8月10日(水) 10時00分~12時00分
会 場	東庁舎7階大会議室1、2
出席委員	<p>豊田市産業部農林振興室 室長 高部 広明</p> <p>愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課 主幹 菱田 康一</p> <p>豊田土地改良区 技術専門監 矢頭 更三(代理出席)</p> <p>みよし土地改良区 事務局長 黒川 実</p> <p>明治用水土地改良区 財務課長 植村 友裕</p> <p>金山揚水土地改良区 理事長 清水 誠二</p> <p>愛知用水土地改良区 三好事務所 所長 澤 廣幸</p> <p>藤岡土地改良区 事務局長 永井 久司</p> <p>下山土地改良区 事務局長 酒井 正樹</p> <p>あいち豊田農業協同組合営農企画課 課長 天野 太郎</p> <p>農業生産法人 株式会社 中甲 代表取締役 杉浦 俊雄</p> <p>農事組合法人 若竹 理事 近藤 和人</p> <p>農事組合法人 柘塚会 代表理事 有我 保</p> <p>農事組合法人 逢妻 代表理事 菅沼 浩</p> <p>豊田市農業委員会事務局 局長 小木曾 哲也</p> <p>豊田市産業部農林振興室農地整備課 課長 鈴木 一臣</p> <p>豊田市産業部農林振興室農業振興課 課長 谷原 美保</p> <p>豊田市産業部農林振興室農政企画課 課長 疋田 一男</p> <p>愛知県 豊田警察署 生活安全課 課長代理 松本 忠臣(オブザーバー)</p> <p>愛知県 足助警察署 生活安全課 係長 久嶋 康弘(オブザーバー)</p>
欠席委員	旭土地改良区 事務局長 松井 範一
事務局	<p>農政企画課 副課長 大上 良典</p> <p>担当長 安藤 康朗</p> <p>主 査 神谷 一平</p> <p>主 査 太田 美紗子</p> <p>主 査 瀧下 和真</p>
傍聴人	なし

1 あいさつ

(高部会長)

- ・本協議会の代表者会議は、令和3年11月の第2回会議以来、約9カ月ぶりの開催となる。一方、農振除外の個別案件について担当者同士が情報共有・意見交換をする実務者会議については、随時開催している。
- ・農業を取り巻く状況は気候変動、鳥獣害、飼料・肥料価格の高騰等、厳しい状況が続いている。
- ・加えて、5月中旬に発生した明治用水頭首工の大規模漏水事故により、農家をはじめとして多くの関係者が影響を受けている。
- ・優良農地の適正な保全は食料を安定供給するための土台であり、これは本協議会の目的とするところである。本日集まっていたいただいたみなさまの活発な意見交換をお願いしたい。

(事務局)

- ・令和4年度から人事異動で新たに委員になられた方から自己紹介を依頼
→ 5名の方から挨拶
(豊田加茂農林水産事務所農政課菱田主幹、明治用水土地改良区梅村財務課長、愛知用水土地改良区三好事務所澤所長、藤岡土地改良区永井事務局長、農地整備課鈴木課長)
- ・議事に入る。議事進行は高部会長

2 豊田市農業振興地域保全対策協議会の概要

(事務局) 安藤担当長説明

(1) 農振法の概要

- ・農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業上の利用を確保すべき土地として市が指定した区域で農地の中でも特に守るべき優良農地のこと。
- ・令和2年度計画全体見直しにおいて特に優良で保全する必要がある農用地区域として、「特定保全農用地区域」を設定した。
- ・農地で住宅・工場・物流施設等を建設する場合は農振除外や農地転用の手続きが必要となる。
- ・農用地区域は原則開発行為が禁止されており、農用地区域から除外するためには農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から5号までの5項目全てを満たさなければならない。いわゆる農振除外の5要件である。
- ・令和3年度農振除外を求める相談があっても認めなかった農用地区域の延べ面積は、231.5haでそのうちやむを得ず農振除外を認めた面積は26.9haであった。

(2) 協議会の目的・体制

- ・農業振興地域保全対策協議会は市、県、JA、土地改良区、農事組合法人が参加している会議

体で、全部で 20 機関に参画いただいている。

- ・協議会の目的は、関係機関の連携を確保し、農用区域における開発等に関する情報や考え方を共有することで、農用地の適正な保全を図ることである。
- ・協議会設置以前は、関係機関との協議・情報共有の場の不足や、担当者が持つ人脈に頼った調整といった問題点があった。これを受け、情報共有の場を創出し、担当が変わってもつながりが継続できるよう組織単位でのつながりを仕組み化することが設置の背景となっている。
- ・協議会設置のメリットは、以下の3点である。
 - ① 関係機関が農振除外の考え方を共有できること。
 - ② 農振除外の情報を事業が確定する前の事前相談段階で共有できること。
 - ③ 農振除外の審査を関係機関から収集した情報に基づいてできること。

(3) 協議会の進め方

- ・協議会は代表者会議と実務者会議の二層構造になっている。
- ・代表者会議は、各機関の代表者が参加し、参画機関の連携合意や農振除外方針の共有を図るため、年1回公開にて開催される。
- ・実務者会議は、必要に応じてその都度各機関の実務担当者で集まり、個別案件の情報共有や意見聴取を行うものである。
- ・市農政企画課の窓口で除外相談があった案件について、実務者会議にて情報共有、意見聴取を行い、最終的に市農政企画課が除外の可否を判断するという流れになる。

3 報告事項

(1) 昨年度代表者会議での意見への対応の進捗報告

(事務局) 安藤担当長説明

(2) 農振除外相談事例報告

(事務局) 瀧下主査説明

①事業系「実務者会議実施した事例」

(事務局) 神谷主査説明

②住宅系「都市計画区域内・外における事例」

4 その他

(会長)

- ・何かご意見、ご感想、情報提供がありますか。

情報提供ということで、今回の明治用水頭首工の漏水の現状について、明治用水土地改良区の植村委員に報告いただきたい。

【明治用水頭首工の漏水の現状】（明治用水土地改良区 植村委員）

- ・現在の対応状況については、東海農政局のホームページに時系列でまとまっている。また、ユーチューブで毎日情報を更新している人もいるので気になる人はそちらを視聴してほしい。
- ・通水状況は、5月25日に農業用水の試験通水が開始されてから、4ブロック順の通水、2ブロック順の通水へ移行し、8月5日にはブロックごとの通水ではなく、全部同時に通水できるようになった。
- ・今後の工事は、漏水箇所をコンクリートで埋める作業をし、その後土のうの設置を進める予定と聞いている。

【明治用水受益地農家支援給付金】（農業振興課 谷原委員）

- ・給付対象者は、豊田市内に住所を有する農家世帯で、経営地に給付対象農地を含む世帯又は豊田市内に所在地のある農業を営む法人で、経営地に給付対象農地を含む法人としている。
- ・給付対象農地は、明治用水の受益地（市内・市外問わず）である農地（現況田又は畑）である。
- ・給付金額は、給付対象農地の世帯合計面積が3,000㎡未満であれば10,000円、3,000㎡以上100,000㎡未満は30,000円、100,000㎡以上は100,000円を支給する。
- ・7月15日に案内を300件弱発送した。それに対し、現在100件弱の申請が来ている。
- ・早ければ8月中旬には支給をはじめることができる見通しである。
- ・周知については市のホームページ、明治用水のホームページにリンクを貼り、JAの広報誌『グリーンボイス』9月号や市広報とよた9月号にも案内を掲載している。
- ・豊田市のほか、安城市、岡崎市、刈谷市も同様の給付金を行っている。

（高部会長）

- ・皆様から大変貴重な意見をいただいた。
- ・その他連絡事項なし
- ・以上で議題を終了する。議事の円滑な進行への協力に感謝する。

（事務局）

- ・終了のあいさつ